

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例（令和2年12月18日京都市条例第26号）（建設局みどり政策推進室）

京都市大宮交通公園の再整備に関する事業の実施に伴い、次の措置を講じ、また、その他規定を整備する必要があるため、京都市大宮交通公園条例の一部を改正することとしました。

- 1 開園時間及び休園日を設けないこととする。
- 2 ゴーカート及び自転車を廃止する。
- 3 コミュニティルームの供用を開始する。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例

京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「児童に遊戯を通じて交通安全」を「自転車の安全な利用」に、「及び交通道徳を学ばせ、併せて市民に」を「並びに交通に関するルール及びマナーを学習する場並びに市民の」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「高速道路、街路、踏切」を「道路」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「植栽」を「コミュニティルーム、遊具、植栽」に改め、「駐車場」の右に「、防災施設」を加え、同号を同条第2号とする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(供用時間及び供用しない日)

第4条 コミュニティルームの供用時間及びコミュニティルームを供用しない日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前9時から午後9時まで

供用しない日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）  
並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可)

第6条 コミュニティルームを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

第7条を削る。

第8条第1項中「ゴーカート又は」を「コミュニティルームの利用の許可を受けたもの及び」に、「利用する者」を「利用するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 交通公園を利用するものは、電気又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

第13条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条を第11条とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 コミュニティルーム

区 分	単 位	利 用 料 金
全 室	1 時 間	3,000 <sup>円</sup>
半 室		1,500

2 駐車場

区 分	利 用 料 金（1回につき）
昼 間	60分までごとに200円。ただし、60分までごとに200円を加えた額が800円を超えるときは、800円
夜 間	60分までごとに100円。ただし、60分までごとに100円を加えた額が800円を超えるときは、800円

備考1 「昼間」とは午前8時から午後8時までを、「夜間」とは午後8時から翌日の午前8時までをいう。

2 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車を駐車させる場合の利用料金の上限額は、それぞれの区分の時間帯における駐車についてこの表の規定により計算した額の合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 京都市大宮交通公園（以下「交通公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その

他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に交通公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局みどり政策推進室)